

民間・大学の日本語教員へのサンプル調査報告と調査について

大学日本語教員養成課程研究協議会

For the survey on Japanese teachers at Language schools and universities
by the Japanese language teacher-training course research council

西川寛之 NISHIKAWA, Hiroyuki

明海大学 Meikai University

【キーワード】 日本語教員 養成課程 実態調査 基礎資料 資格 学歴

0. なぜ大養協で調査を行うのか

日本語教育に携わる人材を育成する上では、日本語教育という業界の現状、今後の見通しなどに関する情報を収集し、日本語学習者の動向予測、将来的に必要な人材の数、能力等を考えた対応をしていかなければならない。

Web 上での情報収集などが可能になった一方で、個人情報保護等の観点から、過去には名簿などを基に集めることが可能であった情報でさえも、現在では収集することが困難になっている。

そこで、民間・大学の日本語教員への調査を企画し、会員への理解を求めながら進めている。

大養協が調査を実施する理由は、「大養協の存在意義」の1つとして示すことにもある。日本語教員の養成を行うものが集まる団体として、大養協が「日本語教育の実態を数値化したデータ形で社会に提供」ができる状態を作り出すこと、このデータに基づいた分析・研究を行うことで、養成課程の現場が、社会的要請への適切な対応を行う「社会の動向を見据えた日本語教員の養成」の実現につながる事が挙げられる。日本語教員を養成する側の責任として、養成し送り出す側が、受講者に知識や経験を提供するだけでなく、修了後に受講者が社会で活躍する場と可能性を広げる必要があると考え、これを実現させるための基礎資料作成に向けたデータ収集を大養協が行うことに意義があると考え。

例えば、養成課程の修了後に活躍する 職場に関して基礎データをもとにした人材育成を行うことができれば、結果として、修了者に受け皿(仕事)の紹介、情報提供ができるようになる。これに加え、大養協が持つ情報を社会に発信し続けることから社会とのネットワークが構築されていくことを狙う。日本語教育に関する現状のデータを持つ団体として大養協が社会に信用されることで、大養協が社会に提案する形で日本語教育を必要とする領域(市場)の発掘・開拓ができることを目指す。

調査の効果として、**日本語教育に関する資料提供**がある。この資料提供から、日本語教育にかかわるコストに関する説明を行い、日本語教育にかかる費用の説明力を強化し、待遇をはじめとした日本語教育にかかるコストの相場を明らかにしたうえで、行政等の中で日本語教育に係る予算確保へとつなげる。

大養協だけでなく、同様の調査を他の団体が行うことも可能であるが、大養協だからこそできる調査としては、修了者と直接パイプのある団体としての強みを活かした調査がある。具体例としては、日本語教育に係る人材の需要と供給バランスに係る調査が考えられる。

既に、文化庁等の大規模調査で、日本語を教えている人の数などは明らかにされている。教育機関・団体への調査から明らかにした調査である。この調

査で得られたデータは、日本語教員の延べ数となる。これに加えて、異なり数で数値を把握することで、より詳細な大養協の存在意義ともつながるデータ提供ができる。

大養協としては、日本語教育の現場だけでなく、養成にどの程度のコスト（予算・時間等）をかけるべきかについて示すデータを持つことが必要となる。同時に、調査結果を基礎資料として、養成課程の履修者（受講者）に向けて、「日本語教師になるためのロードマップ・キャリアパスの提示」がより正確で具体的に可能となる。このことが現場が求める適切な人材の確保へとつながることを期待する。

例えば、学習者の「多様性」が指摘される中、これに対応する専門性をどのように身につければよいのかといったことへの回答をデータから示すことも可能となる。

1. 調査概要

調査の対象、内容および回答で得られたデータの活用例は次の通り。

(1) 教員個人を対象とした調査

- ① 日本語教員として生活ができる収入があるか
- ② どのようなやりがいがある仕事か
- ③ 現職教員の持つ資格等はどのようなものか
- ④ 日本語教師としての職を得る上で必要な資格、要件はどのようなものか

データの活用：「人材確保」、「生活力・職業としての地位の向上」等

(2) 教育機関団体を対象とした調査

- ① 日本語教員の人数や採用環境
 - ② 日本語教員として採用に際し求めるもの
- データの活用：「評価、待遇等の明確化による需給体系の構築」等

(3) 養成課程を対象とした調査

- ① どのような人をどのように養成しているのか
 - ② 日本語教員の輩出力、供給力はどのくらいか
- データの活用：「人材を適材適所に送り出す方策」「現場と人材育成の需給バランス調整」等

これら (1) ~ (3) の調査結果と他の調査結果との比較分析を行い、多面的に分析を行う。

(1) ~ (3) の調査をベースして経年調査を行うことで、今後の見通しについて示すことが可能となる。

2. 予備調査の結果（一部）

現時点（2016年10月）における予備調査の結果を一部紹介する。

調査協力者の属性に関するものを取り上げる。具体的には、以下の4つについてである。

- (1) 学歴
- (2) 社会経験（職歴・転職等）
- (3) 日本語教育関係の資格取得について
- (4) 教職課程関連の資格取得について

2.1 回答者について

予備調査段階では、メール等にて日本語教育従事者個人あてに連絡を取る形で協力者を募った。呼びかけは調査者が直接した者の他、教育機関・団体が所属教員に呼びかけ、これに応じた回答も含まれる。回答結果の収集はWeb上のアンケートサービスを利用。回答件数は159件。

回答者の年齢上位から
30代が30%、40代が27%、50代が19%
雇用形態は上位から
常勤 54%、非常勤（週3日以内） 37%
非常勤（週4日以上） 9%
である。

2.2 予備調査の結果（一部）

- (1) 学歴

・最終学歴

最終学歴について上位から

大学 73%, 修士課程修了 16%

博士課程修了 7%

詳細は以下の表のとおり。

最終学歴	N=159	回答件数
高校		0
専門学校		3
短期大学		2
大学		116
大学院修士課程		26
大学院博士課程		11
その他		1

表1 最終学歴 (N=159)

・学位取得地域

学位の取得地について、「日本国内」が約87%、

「日本以外」が約12%、「通信教育など」が0%であった。

(2) 社会経験 (職歴・転職等)

日本語教育以外の職業の経験を問う目的で、現在日本教員である回答者に、日本語教育以外の業種からの転職したかいないかという質問をし得た回答は、次の通り。

転職経験はない 31%, 転職経験がある 68%

(3) 日本語教育関係の資格取得について

民間の養成講座修了、日本語教育能力検定試験合格等の資格について得た回答は以下の通り。

資格名等 (複数回答)	件数
ナシ	12
日本語教育能力検定試験	91

日本語教師検定 (全国日本語教師養成協議会)	46
日本語教師養成講座 (420時間) 修了	100
日本語教師養成講座 通信講座 (NAFL等)	6
大学等での日本語教育主専攻もしくは副専攻	42
ACTFL-OPI テスター資格	8
その他	0

表2 日本語教育関係の資格取得

取得資格の回答は上位から

日本語教師養成講座 (420時間) 修了 100件

日本語教育能力検定試験合格 91件

日本語教師検定 46件

(4) 教職課程関連の資格取得について

学校教育における教員資格等の取得についての回答は以下のとおり。

資格名等 (複数回答)	件数
ナシ	107
幼稚園教諭免許状	1
小学校教諭免許状	3
中学校教諭免許状	41
高等学校教諭免許状	46
養護教諭免許状	0
栄養教諭免許状	0
保育士	0
その他	0

表3 学校教育における教員資格等の取得

学校教育における教員資格などに関する回答は上位から

ナシが107件

高等学校教諭免許状が46件

中学校教諭免許状が41件

これらのデータを詳細に年代別、男女別など見ていくことで日本語教員の実態を数値化して説明することができる。サンプル数が少なくクロス集計の結果等はここでの公開は差し控えるが、本調査では、既に述べた通り、教員個人のデータ、教育機関ごとのデータ、そして養成課程等のデータを集めることで、次に述べる他の業界の活動を参考にしつつ、日本語教育の社会的役割を明らかにしたい。

3. 調査内容と活用について

最後に、調査内容とその背景について、調査内容を次の6つに分けてその背景・現状の課題などについて説明を加える。

1. 日本語学校における教員採用の状況
2. 日本語教員採用の課題の洗い出し
3. 養成課程と現場との連携の実状
4. 日本語学校から見る教員養成についての課題
5. 日本語教育の課題
6. 日本語学校教員に関わる課題
7. 取り組み（※文化庁や日本語教育振興協会などの日本語教育実態調査との相補関係を築いての実施。

3.1 日本語学校における教員採用の状況

現状として、応募者に求められる能力として社会性がある。採用の資格、条件として学歴、経験などが挙げられることがあるが、求める能力として、日本語の指導力、学習者との信頼関係構築力がある。採用においては日本語教育能力検定試験合格を絶対条件としていない。

大学の場合、主副専攻の枠が外れた現在、日本語教育振興協会は日本語教育能力検定試験合格を薦めている。日本語教育能力検定試験への大学、民間の養成の対応は把握していない。

本調査内では、これらの現状をデータ化する。

3.2 日本語教員採用の課題の洗い出し

1と関連が強い内容であるが、採用する側が採用基準を立てる際に有用なデータ収集を考える。

具体的な方策としては、採用の資格、条件を一覧化することを想定する。そのために、現状の傾向、動向を探る。養成課程に対する調査結果をもとに、日本語教員養成の内容・方法等を一覧化する。

教育機関に対する調査と養成課程を対象にした調査の比較等を行いながら、日本語教員に求められる能力と学習者の多様化から方策を検討する。

日本語教育能力検定試験への対応について一覧化することにより、日本語教員の基本的評価水準を検討する基礎資料を作成する。

3.3 養成課程と現場との連携の実状

日本語学校では養成課程卒業者を採用している。日本語学校では教育実習を受け入れている（2008年度82大学）。日本語学校では学生交流を実施している（2008年度延べ46大学）。

このような連携の実情について本調査に良いて現状を把握し今後の動向を考える資料とする。

3.4 日本語学校から見る教員養成についての課題

大学、民間の養成講内容、実態が確認できない。採用する側にとっての情報が不足している状態である。

大学、民間の養成講座等のカリキュラムを出す側からも、記述の仕方に統一がない。公開されている情報は限られており、全体像を把握するための基礎データを本調査で作成する。

3.5 日本語教育の課題

大学卒業生・民間修了生の専門性と実践力について、実際の日本語教育の現場でどのように評価されているかといったデータが必要である。3の「連携」とも関連するが、養成課程を持つ教育機関との連携、信頼関係による採用だけでなく、採用基準を明確にしていく努力が必要である。専門性を採用側

がどのようにとらえ評価しているのか、どのような待遇で採用しているのかを明らかにする。「日本語教育の市場性」をデータ化する。また、養成課程等修了者の進路からは、「大学卒業後の進路の多様化」「社会経験の獲得」「採用後の研修」等に関するデータを集め、日本語教員の社会的アピールへつなげる。

3.6 日本語学校教員に関わる課題

平成12年度文化庁委嘱事業「日本語教育施設における日本語教員養成について」（日本語教育振興協会）が取り上げる課題の再検討、資格のある教員の恒常的不足をどう補うか、日本語教育能力検定試験合格率、受験者数の低さをどうするか等と並行して、日本語学校教員の待遇が適切なものであるかの検討、適切な待遇がどの程度のものであるかを明らかにするための基礎資料が必要である。

採用側には、本調査の結果から、専任の確保、専任への育成をどうするか。大学日本語教員養成との連携をどうするか。社会経験の有無への対応どうするか、など、教師としての仕事内容と能力や資格のバランスを考える資料提供を行いたい。

3.7 取り組み

本調査の実施に際しては、文化庁や日本語教育振興協会などの日本語教育実態調査との相補関係を築いての実施により、より精度の高い調査とする。大学だけでなく、民間の日本語教員養成の実態調査を行う必要がある。

日本語教育学会、日本語教育振興協会等による基準策定と認定を行う際には実態調査の結果が不可欠である。

4. 最後に

日本語教育という業界もしくは日本語教師が社会に貢献し得ること、必要であることを説明する際に、「専門性」という説明がなされることもある

が、この専門性の裏付け、社会的な信用が低い点を改善していく必要がある。

そのための方向性を説明する基礎資料作りが本調査の目的の一つである。

以下、参考に理学療法士の国家資格について紹介し、併せて、「臨床心理師」についても簡単に紹介する。臨床心理士界は国家資格を目指している。日本語教員が国家資格、あるいは他の資格を含め社会的・行政的認知を受けるためには、養成課程の明瞭さ、所管官庁の必要性、学会認定、求人倍率等の市場の透明さが求められる。これらを実行する順序は、検討を要するが、この中で、大養協が実行可能であり、迅速に行うものは、養成課程の明瞭さ、市場の透明さである。

日本語教育においてどのような資格が有用であるのか、本調査の結果が出た際に検討していきたい。

理学療法士（国家資格）

厚生労働省所管は養成課程は、大学院、大学、短大、専門学校、特別支援学校で、3年以上の学習の国家試験受験制限あり。

臨床心理士（非国家資格）

2018年度から国家資格となり、新たに公認心理士が設置。文部科学省所管 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定。養成課程は、専門職大学院などの臨床心理士指定大学院。臨床心理学系修士号取得者または医師免許取得者の学歴制限

参考文献

文化庁・日本語教育政策の推進に関する調査研究会（1985）『日本語教員の養成等について』文部省
文化庁・日本語教員検定制度に関する調査研究会（1987）『日本語教員検定制度について』文部省
文化庁・日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議（2012）『日本語教育のための教員養成について』文化庁